

## 平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移住希望者のお試し移住を促進し持続可能な地域社会を形成するため、ごしょぐらしの体験ツアーを実施する民間事業者に対して、予算の範囲内において平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業、補助対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の申請書は、平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体に関する調書（様式第3号）
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し及び役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

### (補助金の交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、補助金の額の増額を伴わない範囲において、補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な目的達成に資するものと考えられる場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、平成31年4月1日から5年間保管すること。

### (申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は平成31年3月31日までのいずれか早い期日までに平成30年度ごしゅぐらし体験ツアー支援事業完了（廃止）実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) ごしゅぐらし体験ツアー参加者名簿（様式第7号）
- (3) 事業に係る支払を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8条 規則第6条第2項の規定による請求書は、平成30年度ごしゅぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）とする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

別表

<p>補助対象事業</p>	<p>市内で実施する体験ツアーで次に掲げる要件を全て満たすこと。          (1) 体験ツアーの内容に次の項目が全て盛り込まれていること。              ア 地域資源を生かした体験メニュー              イ 公共施設、商業施設、保育・教育施設等の見学等              ウ 先輩移住者や地元住民等との交流会          (2) 平成31年3月15日までに体験ツアーを完了すること。          (3) 国、県、市町村その他団体から助成を受けていないこと。</p>
<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する団体等（政治的活動、宗教的活動を行う団体を除く。）          (1) 民法（明治30年法律第89号）その他の法律の規定により設立された法人          (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体              ア 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること。              イ 市内に活動拠点を有し、又は市内で主要な活動が行われていること。          (3) その他市長が認める団体</p>
<p>補助金の額</p>	<p>次に掲げる区分の計算式により算出された額とする。          (1) 宿泊を伴わない場合              市外在住の中学生以下の子どもを扶養している世帯又は45歳以下の者              （以下「市外在住子育て世帯等」という。）の参加者数×5千円          (2) 宿泊を伴う場合              市外在住子育て世帯等の参加者数×10千円×宿泊日数</p>

年 月 日

五所川原市長

【申請者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付申請書

平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金の交付について、平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体に関する調書（様式第3号）
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し及び役員名簿
- (4) 経費見積書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 事業計画書

(1) 体験ツアー名	
(2) 主催者名	
(3) 開催区分	<input type="checkbox"/> 募集受入型（特定の日程で募集受入する場合） <input type="checkbox"/> 随時受入型（一定期間の中で随時受入する場合）
(4) 開催期間	月 日（ ）～ 月 日（ ）
(5) ツアー行程	
(6) ツアーの特長	
(7) 募集予定人数 (随時受入型の場合は延べ)	人
(8) 参加者の負担額	円（1人当たり）
(9) 宿泊の有無 (募集受入型のみ記載)	有り / 無し（有りの場合： 泊）
(10) 他団体の 協力体制	
(11) 実施体制 (スタッフ数等)	
(12) 一部委託内容 (委託する場合のみ)	委託先： 委託内容：
(13) 共催・後援等	

注 各項目については別紙可



年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

事業計画変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金に係る補助事業の計画を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の理由
- 2 変更計画の内容

注 変更申請にあつては、添付書類は様式第2号とし、変更前と変更後を比較対照できるように同一欄に変更前に係る事項を黒書きし、変更後に係る事項を朱書きすること。

年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知があった平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金について、平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績報告額

金 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) ごしょぐらし体験ツアー参加者名簿（様式第7号）
- (3) 事業に係る支払を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類



## 事業報告書

(1) 体験ツアー名	
(2) 主催者名	
(3) 開催区分	<input type="checkbox"/> 募集受入型（特定の日程で募集受入する場合） <input type="checkbox"/> 随時受入型（一定期間の中で随時受入する場合）
(4) 開催期間	月 日（ ）～ 月 日（ ）
(5) ツアー行程	
(6) ツアー実施の成果	
(7) 受入実績人数 (随時受入型の場合は延べ)	人
(8) 参加者の負担額	円（1人当たり）
(9) 宿泊の有無 (募集受入型のみ記載)	有り / 無し（有りの場合： 泊）
(10) 他団体の 協力体制	
(11) 実施体制 (スタッフ数等)	
(12) 一部委託内容 (委託した場合のみ)	委託先： 委託内容：
(13) 共催・後援等	

注 各項目については別紙可



年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知があった平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金について、その事業が完了したので、平成30年度ごしょぐらし体験ツアー支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込指定口座

金融機関名	(支店名： )
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること